

協議会設置要綱の改正等について

1 理 由

令和 2 年 1 1 月に改正された地域公共交通活性化再生法では、従来の地域公共交通網形成計画に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

また、徳島県において、令和 4 年 7 月に徳島県地域公共交通計画が策定されたことや、徳島市においては、今年度、徳島市都市計画マスタープランが策定されるなど、新たな上位計画・関連計画の整合を図る必要があるとともに、徳島市地域公共交通網形成計画の中間見直しに合わせ、この度、地域公共交通計画を策定するもの。

なお、この地域公共交通計画の策定にあたっては、法定協議会（＝本協議会）での協議が必要とされ、また、国庫補助金を活用するにあたり、補助対象者が法定協議会となることから、事業実施のために本協議会の設置要綱の改正等を行うもの。

2 主な改正点等

- 設置要綱に財務事項等の規定を追加するとともに、監査委員を設置。また、事務局を正式に位置付け
- 事務局規程及び財務規程を新たに制定